第２回常陸大宮市議会定例会議案

令和７年６月３日

常　陸　大　宮　市

○目次

報告第3号	令和6年度常陸大宮市一般会計繰越明許費繰越計算書について	P1
報告第4号	令和6年度常陸大宮市一般会計事故繰越し繰越計算書について	P5
報告第5号	令和6年度常陸大宮市上水道事業会計予算繰越計算書について	P7
報告第6号	令和6年度常陸大宮市下水道事業会計予算繰越計算書について	P9
報告第7号	専決処分の報告について （損害賠償の額の決定及び和解について）	P11
議案第57号	専決処分の承認を求めることについて （常陸大宮市税条例の一部を改正する条例）	P15
議案第58号	専決処分の承認を求めることについて （常陸大宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	P19
議案第59号	財産の無償貸付けについて	P23
議案第60号	市道路線の認定について	P27
議案第61号	市道路線の変更について	P31
議案第62号	令和7年度常陸大宮市一般会計補正予算（第2号）	別冊
議案第63号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	P35

報告第３号

令和６年度常陸大宮市一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和６年度常陸大宮市一般会計補正予算（第５号）第２条及び令和６年度一般会計補正予算（第８号）第２条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４６条第２項の規定により報告する。

令和７年６月３日

常陸大宮市長　　鈴木　定幸

令和６年度常陸大宮市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
									円
2. 総務費	1. 総務管理費	本庁舎受変電設備更新工事	129,338,000	89,837,000				80,000,000	9,837,000
2. 総務費	1. 総務管理費	本庁舎屋上防水工事	44,693,000	27,401,000				20,000,000	7,401,000
2. 総務費	1. 総務管理費	山方地域センター整備実施設計委託	59,176,000	59,176,000				47,000,000	12,176,000
3. 民生費	1. 社会福祉費	住民税非課税世帯臨時給付事業	160,676,000	160,571,000		160,481,000			90,000
3. 民生費	2. 児童福祉費	住民税非課税世帯臨時給付事業	6,424,000	6,424,000		6,424,000			
3. 民生費	3. 老人福祉費	地域密着型老人福祉施設整備推進事業	172,900,000	172,900,000		172,900,000			
4. 衛生費	1. 保健衛生費	総合保健福祉センター外壁等改修工事	31,966,000	31,966,000			30,300,000		1,666,000
6. 農林水産業費	1. 農業費	産地パワーアップ支援事業	15,000,000	14,700,000		14,700,000			
6. 農林水産業費	2. 林業費	木造住宅建設助成事業	10,800,000	5,400,000					5,400,000
6. 農林水産業費	2. 林業費	林道諸沢北富田線開設工事	41,536,000	41,536,000		18,916,000	15,100,000		7,520,000
7. 商工費	1. 商工費	常陸大宮駅周辺活性化支援事業	3,533,000	2,000,000					2,000,000
8. 土木費	2. 道路橋梁費	雨水出水浸水想定区域図作成委託	18,000,000	18,000,000		7,300,000			10,700,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
8. 土木費	2. 道路橋梁費	市道整備事業	287,390,000	287,390,000		144,233,000	127,800,000		15,357,000
8. 土木費	2. 道路橋梁費	常陸大宮駅周辺市道整備事業	148,297,000	132,000,000		48,504,000	73,500,000		9,996,000
8. 土木費	2. 道路橋梁費	橋梁維持補修工事	33,000,000	30,200,000		14,652,000	9,400,000		6,148,000
8. 土木費	4. 都市計画費	西部総合公園体育館空調設備改修工事	194,590,000	194,590,000		76,398,000	91,000,000		27,192,000
8. 土木費	4. 都市計画費	常陸大宮駅周辺整備事業	182,430,000	181,418,000		85,175,000	88,100,000		8,143,000
8. 土木費	5. 住宅費	子育て世帯向け住宅用地確定測量委託	10,637,000	10,637,000					10,637,000

報告第４号

令和６年度常陸大宮市一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２０条第３項ただし書の規定により、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５０条第３項において準用する同令第１４６条第２項の規定により報告する。

令和７年６月３日

常陸大宮市長　　鈴木　定幸

令和６年度常陸大宮市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳					説明
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源	
									国県支出金	地方債	その他		
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
8. 土木費	2. 道路橋梁費	常陸大宮駅周辺市道整備事業	55,293,734	42,826,734	12,467,000		12,467,000		4,952,000	1,400,000		6,115,000	地権者の罹患に伴う入院により移転先の詮索に不測の日数を要したことから年度内に事業を完了することが困難となったため

報告第５号

令和６年度常陸大宮市上水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２６条第１項及び第２項ただし書の規定により、別紙のとおり予算を繰り越したので、同条第３項の規定により報告する。

令和７年６月３日

常陸大宮市長　　鈴木　定幸

令和６年度常陸大宮市上水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事　業　名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説　明
						国県支出金	企業債	損益勘定留保資金			
			円	円	円	円	円	円	円	円	
1 資本的支出	1 建設改良費	取水施設建設改良事業	16,072,000	12,540,000	2,585,000			2,585,000	947,000		受注生産品である部材の納入遅延により、工事を繰り越すもの
1 資本的支出	1 建設改良費	浄水施設建設改良事業	70,611,000	30,833,000	23,475,100			23,475,100	16,302,900		受注生産品である部材の納入遅延により、工事を繰り越すもの
1 資本的支出	1 建設改良費	配水施設建設改良事業	73,454,000	15,169,000	50,257,900			50,257,900	8,027,100		受注生産品である部材の納入遅延により、工事を繰り越すもの
1 資本的支出	1 建設改良費	配水管布設事業費	418,500,000	248,096,848	152,930,000		35,000,000	117,930,000	17,473,152		同時施工の市道改良工事等の繰越に伴うもの
1 資本的支出	1 建設改良費	配水管布設工事実施設計委託	58,875,000	43,659,000	2,241,800			2,241,800	12,974,200		現地調査及び地権者交渉に不測の日数を要したため繰り越すもの

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越の繰越額

款	項	事　業　名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説　明
						営業収益	営業外収益	損益勘定留保資金			
			円	円	円	円	円	円	円	円	
1 水道事業費用	1 営業費用	浄水施設修繕	7,810,000	1,034,000	1,210,000	1,210,000			5,566,000		受注生産品である部材の納入遅延により繰り越すもの
1 水道事業費用	1 営業費用	受託工事費	2,695,000	605,000	2,090,000	2,090,000					同時施工の市道改良工事の繰越に伴うもの

報告第６号

令和６年度常陸大宮市下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２６条第１項及び第２項ただし書の規定により、別紙のとおり予算を繰り越したので、同条第３項の規定により報告する。

令和７年６月３日

常陸大宮市長　　鈴木　定幸

令和６年度常陸大宮市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事　業　名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説　明
						国県支出金	企業債	損益勘定留保資金			
			円	円	円	円	円	円	円	円	
1 資本的支出	1 建設改良費	管渠布設工事	433,576,000	334,023,152	83,843,000	9,950,000	30,000,000	43,893,000	15,709,848		施工方法見直しの必要が生じ、工法検討に不測の日数を要したため繰り越すもの
1 資本的支出	1 建設改良費	処理場改良工事	25,939,000	4,906,000	18,062,000			18,062,000	2,971,000		受注生産品である部材の納入遅延により繰り越すもの
1 資本的支出	1 建設改良費	管渠布設工事実施設計委託	93,758,000	30,415,000	12,475,200			12,475,200	50,867,800		現地調査及び地権者交渉に不測の日数を要したため繰り越すもの
1 資本的支出	1 建設改良費	那珂久慈流域下水道事業負担金	14,051,000	2,558,000	2,874,000		2,700,000	174,000	8,619,000		県の流域下水道事業の繰越に伴うもの

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越の繰越額

款	項	事　業　名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説　明
						国県支出金	企業債	損益勘定留保資金			
			円	円	円	円	円	円	円	円	
1 資本的支出	1 建設改良費	那珂久慈流域下水道事業負担金	7,907,000	5,169,000	2,289,000		2,200,000	89,000	449,000		県の流域下水道事業の事故繰越に伴うもの
1 下水道事業費用	1 営業費用	処理場施設修繕	32,106,897	20,060,700	5,599,000			5,599,000	6,447,197		受注生産品である部材の納入遅延により繰り越すもの

報告第７号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙（令和７年専決第６号）のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和７年６月３日

常陸大宮市長　　鈴木　定幸

専決第６号

専決処分書

山方小学校における車両損害事故に係る損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年５月１２日

常陸大宮市長　　鈴木　定幸

１　相手方
常陸大宮市在住者　外２名（別紙のとおり）

２　損害賠償の額
別紙のとおり

３　事故の概要
令和７年２月１３日午前８時から午後４時までの間に、山方小学校通用口前の電柱に設置していた看板が強風により飛ばされ、相手方車両に接触し、当該車両を損傷させ損害を与えた。
（損傷箇所は、別紙のとおり）

４　和解の内容
市は相手方に対し、上記損害賠償の額を支払い、今後本件に関していかなる事情が生じても双方異議を申し立てない。

５　専決処分を行う理由
山方小学校において発生した車両損害事故における損害賠償の額を決定し、和解することについて、市長の専決処分事項について（令和３年常陸大宮市議会議決）第７号の規定により、専決処分するものです。

別紙

相手方	損害賠償の額	車両損傷箇所
常陸大宮市在住者	一金１４１，４９３円	フロントバンパー等
常陸大宮市在住者	一金４０，７００円	右側ドア等
茨城県那珂市在住者	一金２２，０００円	右側ドア等

議案第５７号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙（令和７年専決第４号）のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和７年６月３日提出

常陸大宮市長　　鈴木　定幸

専決第４号

専決処分書

常陸大宮市税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和７年３月３１日

常陸大宮市長　　鈴木　定幸

（専決処分を行う理由）

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第７号）が令和７年３月３１日に公布され、同年４月１日から施行されることに伴い、本条例を制定することについて、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものです。

常陸大宮市税条例の一部を改正する条例

常陸大宮市税条例（平成元年大宮町条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第３６条の２第１０項中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。

第８２条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め，同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め，同号エを同号オとし，同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め，同号ウを同号エとし，同号イの次に次のように加える。

ウ　２輪のもので，総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０キロワット以下のもの　年額　２，０００円

第８９条第２項第５号中「定格出力」の次に「（第８２条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあっては，原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第９０条第２項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に，「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記載された免許情報記録個人番号カード（同法第９５条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め，同項第５号中「の番号，交付年月日及び」を「又は道路交通法第９５条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号，運転免許の年月日，運転免許証又は免許情報記録の」に改め，同条中第４項を第５項とし，第３項を第４項とし，第２項の次に次の１項を加える。

３　前項の場合において，免許情報記録個人番号カードを提示したときは，当該免許情報記録個人番号カードに記載された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第１０条の２第１５項中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第４１項」に改める。

附則第１０条の３第１５項を同条第１６項とし，同条第１４項を同条第１５項とし，同条第１３項の次に次の１項を加える。

１４　市長は，法附則第１５条の９の３第１項の特定マンションに係る区分所有に係る家屋については，前項の申告書の提出がなかった場合においても，マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第１５条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第１７項各号に掲げる書類の提出がされ，かつ，当該特定マンションが法附則第１５条の９の３第

１項に規定する要件に該当すると認められるときは，前項の規定にかかわらず，同条第１項の規定を適用することができる。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は，令和７年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の常陸大宮市税条例（次条において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は，令和７年度以後の年度分の固定資産税について適用し，令和６年度分までの固定資産税については，なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第３条　新条例第８２条（第１号に係る部分に限る。）の規定は，令和７年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し，令和６年度分までの軽自動車税の種別割については，なお従前の例による。

議案第５８号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙（令和７年専決第５号）のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和７年６月３日提出

常陸大宮市長　　鈴木　定幸

専決第５号

専決処分書

常陸大宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和７年３月３１日

常陸大宮市長　　鈴木　定幸

（専決処分を行う理由）

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和７年政令第１１９号）が令和７年３月３１日に公布され、同年４月１日から施行されることに伴い、本条例を制定することについて、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものです。

常陸大宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

常陸大宮市国民健康保険税条例（昭和４１年大宮町条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項ただし書中「６５万円」を「６６万円」に改め，同条第３項ただし書中「２４万円」を「２６万円」に改める。

第２３条第１項中「６５万円」を「６６万円」に，「２４万円」を「２６万円」に改め，同項第２号中「２９万５千円」を「３０万５千円」に改め，同項第３号中「５４万５千円」を「５６万円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，令和７年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の常陸大宮市国民健康保険税条例の規定は，令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し，令和６年度分までの国民健康保険税については，なお従前の例による。

議案第５９号

財産の無償貸付けについて

下記のとおり財産を無償貸付けすることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第６号の規定により議会の議決を求める。

記

１　貸し付ける財産（土地）

所　　在	地　　目	地　　積（㎡）
常陸大宮市南町２９３番７	宅地	１１６．０２
常陸大宮市南町２９３番８	宅地	８９．５９
常陸大宮市南町２９３番９	宅地	１０．７９
常陸大宮市南町２９３番１０	宅地	３８．６０
常陸大宮市上町２９５番１	宅地	１９６．７３
計		４５１．７３

２　貸付先

常陸大宮市中富町３１０１番地の６０

株式会社住研企画

代表取締役　　中野　穣二

３　貸付期間

土地貸借契約締結の日から３０年間

４　無償貸付けする理由

官民連携により常陸大宮駅東口周辺の活性化を図るため、別紙のとおり協定を締結し、常陸大宮駅東口に飲食業等のテナントを誘致する。

令和７年６月３日提出

常陸大宮市長　　鈴木　定幸

常陸大宮駅東口の土地利用に関する協定書（案）

常陸大宮市長　鈴木 定幸（以下「甲」という。）と株式会社住研企画　代表取締役　中野　穣二（以下「乙」という。）は、次の条項により常陸大宮駅東口の土地利用に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、常陸大宮駅東口周辺の活性化を図るため、甲が常陸大宮駅東口に所有する土地（以下「事業用地」という。）において、官民連携により飲食業等のテナントを誘致し、中心市街地のにぎわいの維持及び向上を図ることを目的とする。

（事業）

第２条　前条の目的を達成するため、甲は事業用地を乙に無償で貸し付け、乙は貸付けを受けた事業用地において、店舗その他の事業用建物（以下「テナントビル」という。）を建設し、飲食業等のテナントを誘致するものとする。

２　事業用地の貸付期間は、３０年間とする。ただし、社会経済情勢等に大きな変動が生じた場合は、甲乙協議により、無償による貸付期間を短縮することができる。

３　テナントビルは、３以上のテナントが入居できるものとし、その外観は周辺環境と調和したものでなければならない。

４　テナントビルに誘致するテナントは、次に掲げる条件を満たすものとする。

（１）　集客力が一定以上見込まれるテナントであり、飲食業、小売業、生活関連サービス業その他の甲が必要と認める業種であること。

（２）　常陸大宮駅東口周辺のイメージを高めるとともに、地域住民の利便性向上につながるテナントであること。

（事業用地）

第３条　事業用地は次の表に掲げるものとする。

所　　在	地　　目	地　　積（㎡）
常陸大宮市南町２９３番７	宅地	１１６．０２
常陸大宮市南町２９３番８	宅地	８９．５９
常陸大宮市南町２９３番９	宅地	１０．７９
常陸大宮市南町２９３番１０	宅地	３８．６０
常陸大宮市上町２９５番１	宅地	１９６．７３
計		４５１．７３

２　事業用地に係る貸借契約に関しては、別に「土地貸借契約書」を締結するものとする。

（建設計画）

第４条　乙は、本協定の締結後、速やかに、甲にテナントビルの建設計画書を提出し、その承認を得なければならない。

（事業の開始等）

第５条　乙は、事業用地の引渡しを受けた後１年以内に、テナントビルの建設を完了するとともに、テナントに営業を開始させるものとする。

２　乙は、テナントビルに入居するテナントを決定する際は、事前に甲の承認を得なければならない。

（天災地変）

第６条　天災地変その他の甲及び乙の責めに帰さない事由により、本協定の目的遂行が不可能になった場合は、甲乙協議の上、本協定は消滅するものとする。

（疑義の決定）

第７条　本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　茨城県常陸大宮市中富町３１３５番地の６
常陸大宮市長　　鈴木　定幸

乙　　茨城県常陸大宮市中富町３１０１番地の６０
株式会社住研企画
代表取締役　　中野　穣二

議案第６０号

市道路線の認定について

市道路線を下記のとおり認定するので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線名	起点	終点	延長（m）	幅員（m）
11225 号線	石沢字梶内 1890 番 3 地先	石沢字梶内 1890 番 11 地先	241.92	6.00～ 10.54

令和７年６月３日提出

常陸大宮市長　　鈴木　定幸

（提案理由）

寄附受入れした道路について、新たに路線を認定し、公共の用に供するものです。

認定路線位置図

総合保健福祉センター
かがやき
大宮中
大宮小
北町
抽ケ台町
上町
318
小場常陸大
大宮西小
ひたちおおみや
中富町
JR
水
郡
線
南町
市立図書情報館
歴史民俗資料館大宮館
常陸大宮文化センター
常陸大宮市役所
市道11225号線
168
静常陸大宮線
栄町
石沢
大宮二中
引田
自然公園

認定路線図

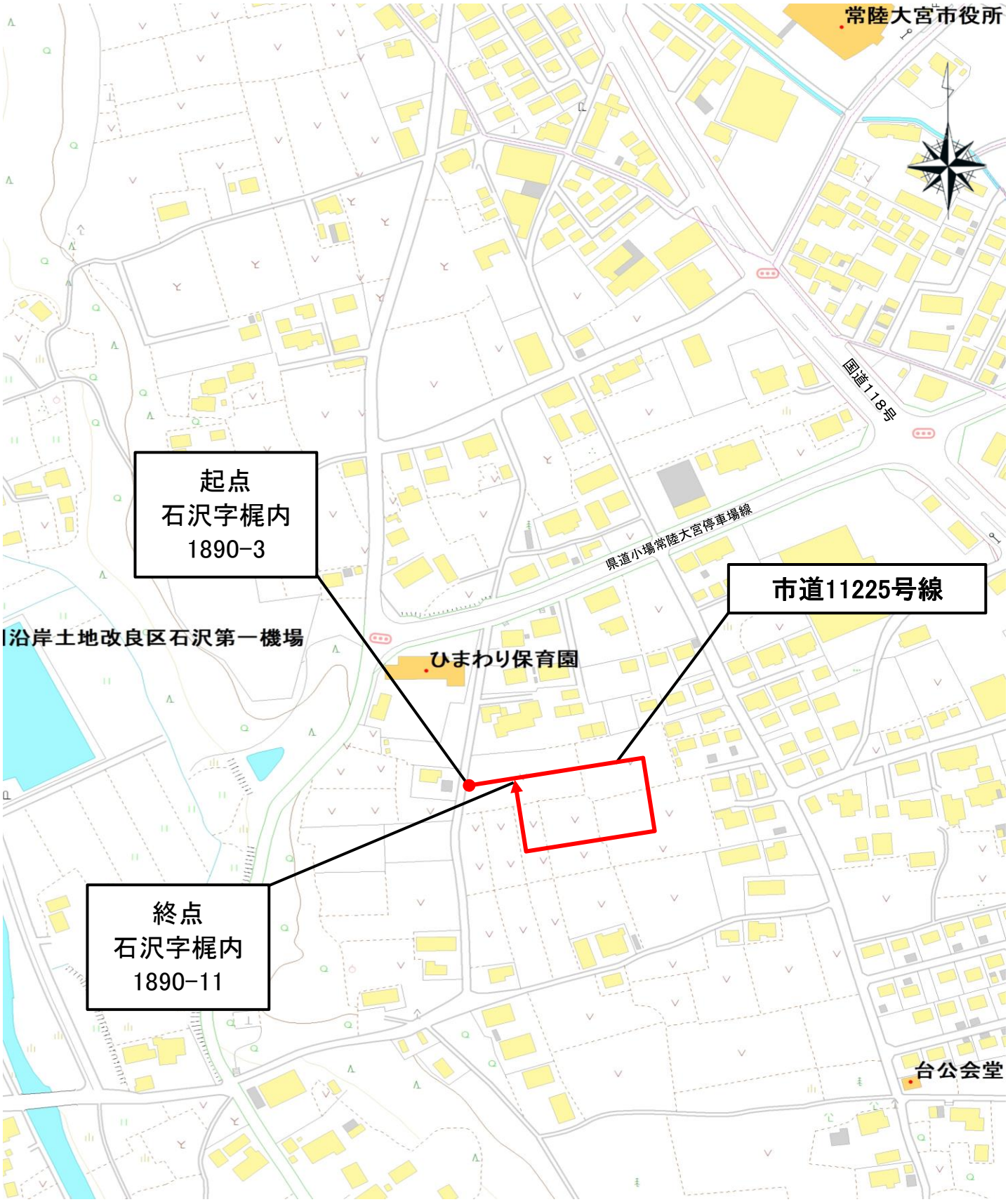
常陸大宮市役所
国道118号
県道小場常陸大宮停車場線
起点
石沢字梶内
1890-3
市道11225号線
沿岸土地改良区石沢第一機場
ひまわり保育園
終点
石沢字梶内
1890-11
台公会堂

議案第６１号

市道路線の変更について

市道路線を下記のとおり変更するので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第３項において準用する同法第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線名	旧新別	起点	終点	延長（m）	幅員（m）
30593号線	旧	山方字上小池830番1地先	山方字湯沢内河原530番1地先	273.28	4.50～14.40
	新	山方字上小池830番1地先	山方字下小池1006番1地先	625.28	2.20～14.40

令和７年６月３日提出

常陸大宮市長　　鈴木　定幸

（提案理由）
山方地内築堤工事に伴い、市道を延長するものです。

変更路線位置図

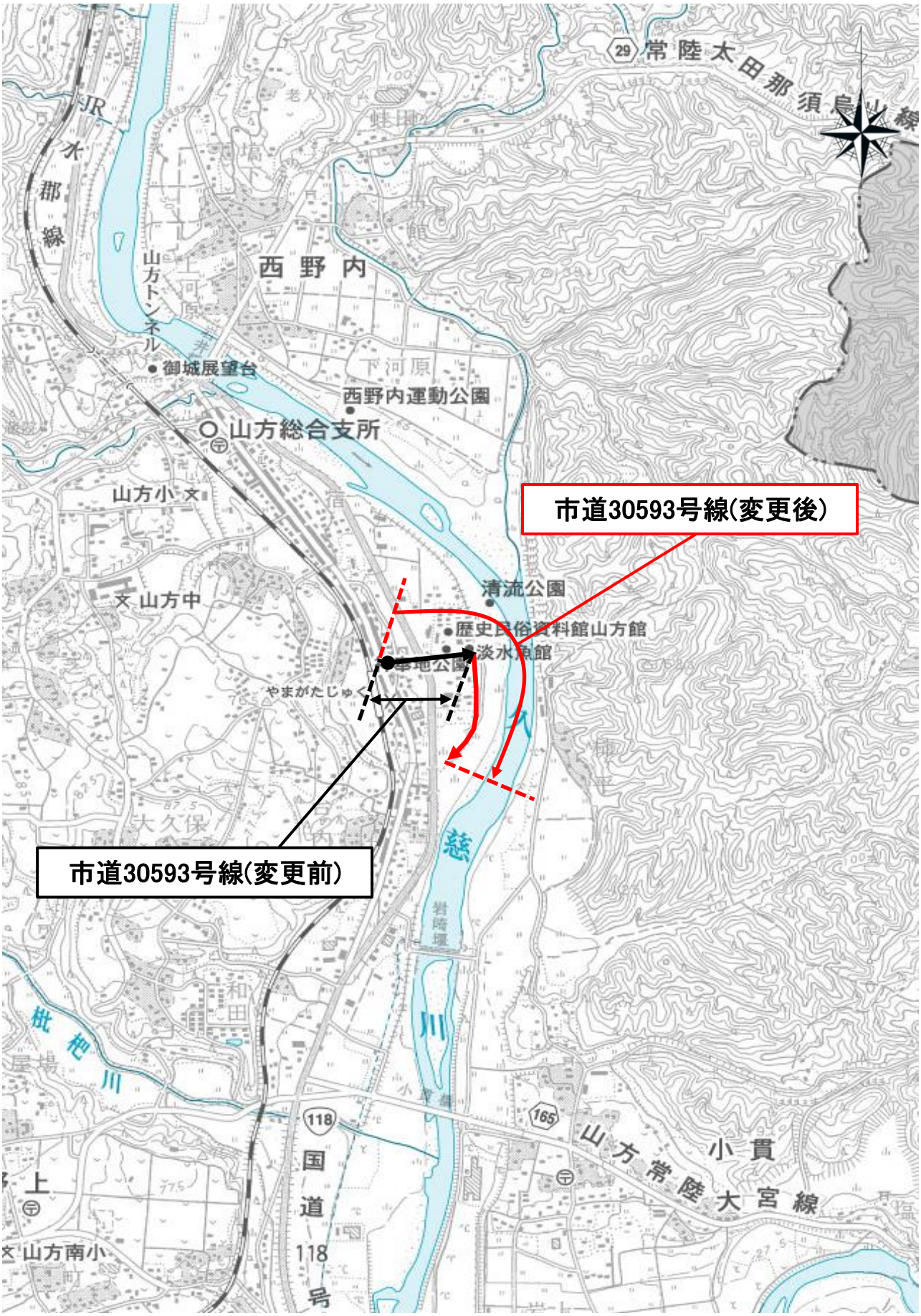
29 常陸太田那須烏山線
JR水郡線
山方トンネル
西野内
御城展望台
下河原
西野内運動公園
山方総合支所
山方小
山方中
市道30593号線(変更後)
清流公園
歴史民俗資料館山方館
淡水魚館
やまがたじゅく
市道30593号線(変更前)
慈久川
枇杷川
118 国道118号
165 山方常陸大宮線
小貫
上
山方南小

変更路線図

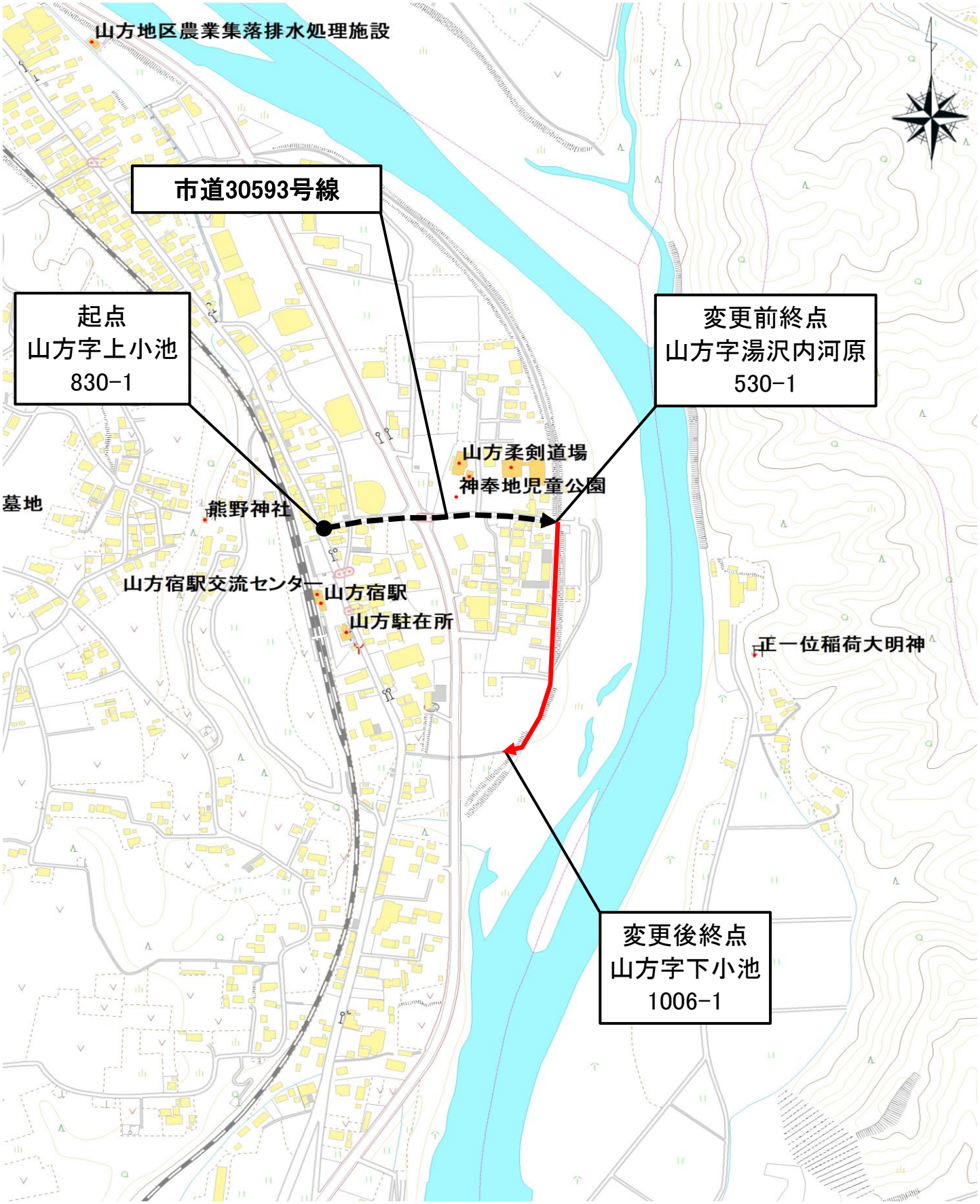
山方地区農業集落排水処理施設
市道30593号線
起点
山方字上小池
830-1
変更前終点
山方字湯沢内河原
530-1
山方柔剣道場
神奉地児童公園
墓地
熊野神社
山方宿駅交流センター
山方宿駅
山方駐在所
正一位稲荷大明神
変更後終点
山方字下小池
1006-1

議案第６３号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４２３条第３項の規定により議会の同意を求める。

記

住　所　　常陸大宮市●●●●●●
氏　名　　樫村　英子
　　●●年●●月●●日生

令和７年６月３日提出

常陸大宮市長　　鈴木　定幸

（提案理由）
固定資産評価審査委員会委員 阿久津　智子 氏が令和７年６月２０日で任期満了となることから、新たに 樫村　英子 氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したいため、提案するものです。